

広域景観行政について

～これまでの広域景観保全に関連する取組と課題～

令和7年8月26日
国土交通省都市局

- 1. 景観法の概要**
- 2. 過年度の議論及び対応**
- 3. 広域景観保全の課題**

基本理念

良好な景観は、「国民共通の資産」、「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成」、「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」ものである。
※良好な景観の形成は、「現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含む」。



景観行政団体（景観法に基づく大部分の事務の実施主体）

景観計画（届出・勧告等を行う制度）

1. 建築物等の建築等について、行為の制限を定める

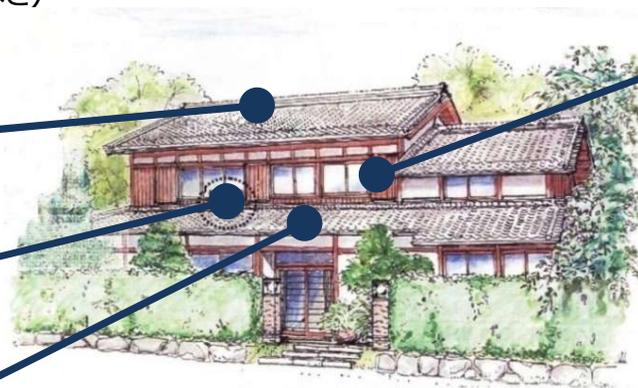
① **形態意匠の制限**（形態、色彩、材質など）

＜制限規定のイメージ＞

屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則とし、4～5寸勾配を設け、適度な軒の出を有すること

真壁づくり又はそれに準ずる和風建築様式を継承した意匠とすること

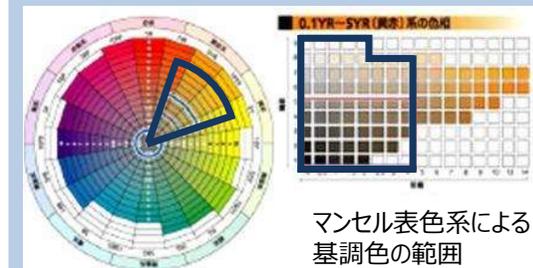
原則2階は後退させ、瓦葺きの軒庇とすること



景観地区（都市計画制度）

1. 建築物等についての制限を定める

外壁の色彩は暖色系の色相（下図参照）又は無彩色を基調とし、周辺との調和に配慮すること



② **高さ、壁面位置など**

届出制度により誘導（制限に適合しない場合は設計変更等を**勧告**できる）

認定制度により実効性確保 **建築確認などで実効性確保**

2. その他の計画事項を定める

形態意匠は、条例で行為を指定すれば**命令**も可能

※都市計画区域外でも「準景観地区」で準じた規制が可能。

景観重要建造物・樹木

景観上重要となる建築物等を指定し積極的に保全（現状変更に対する許可制）



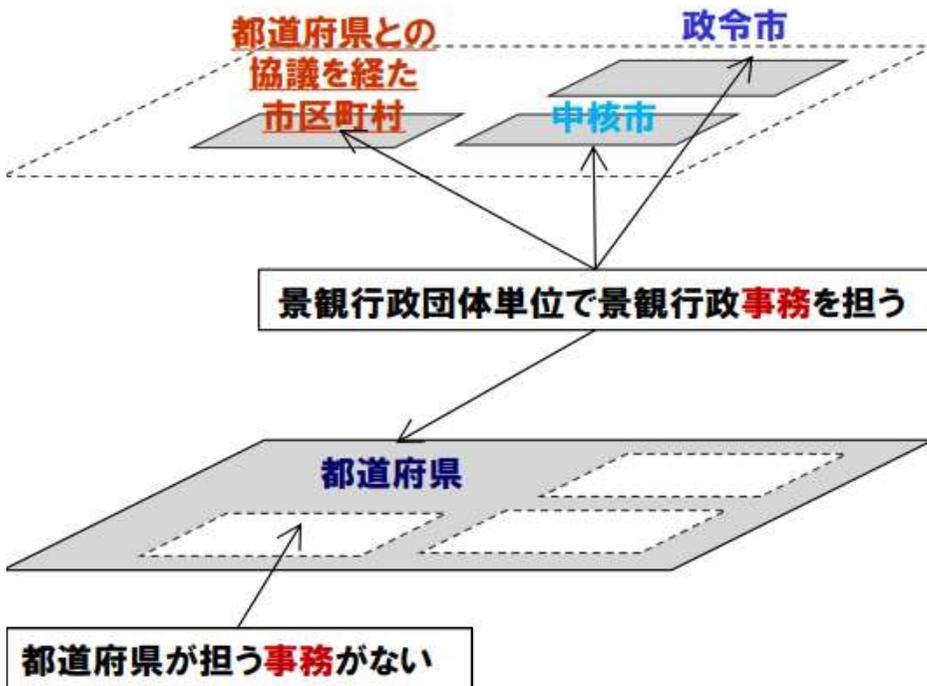
その他、**景観重要公共施設、景観協定、景観整備機構**などの制度により、総合的に良好な景観形成を推進



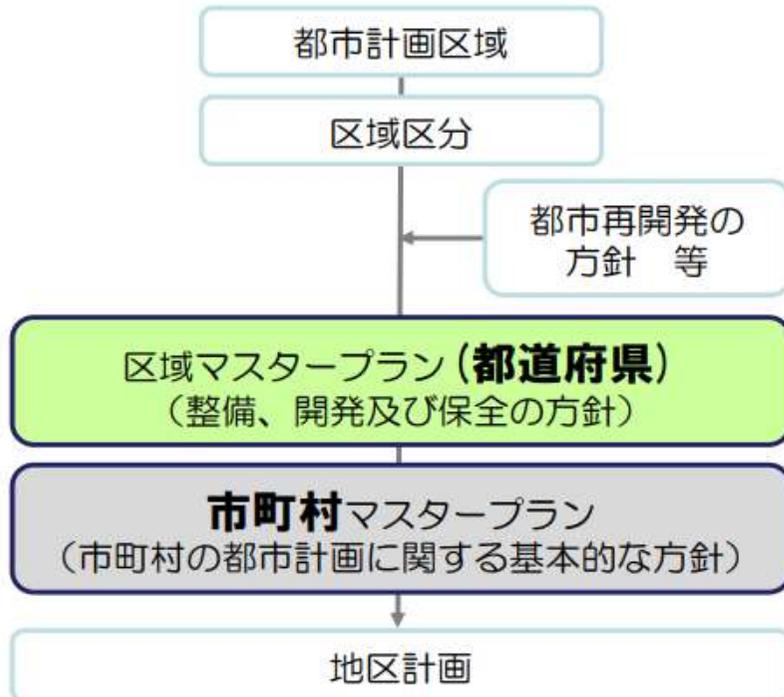
○ 現行法では、**市町村が景観行政団体となる場合**、それぞれが**独立して景観行政**を行う。このため、当該市町村においては都道府県が担う事務はなく、**都道府県が市町村の景観行政に影響を及ぼす権限がない**。

○景観行政を担う自治体とその区域

- ・都道府県
 - ・政令市
 - ・中核市
- 法定景観行政団体
- ・都道府県との協議を経た**その他市区町村**



(参考) 都市計画制度の概要



○都道府県と市町村の二層構造

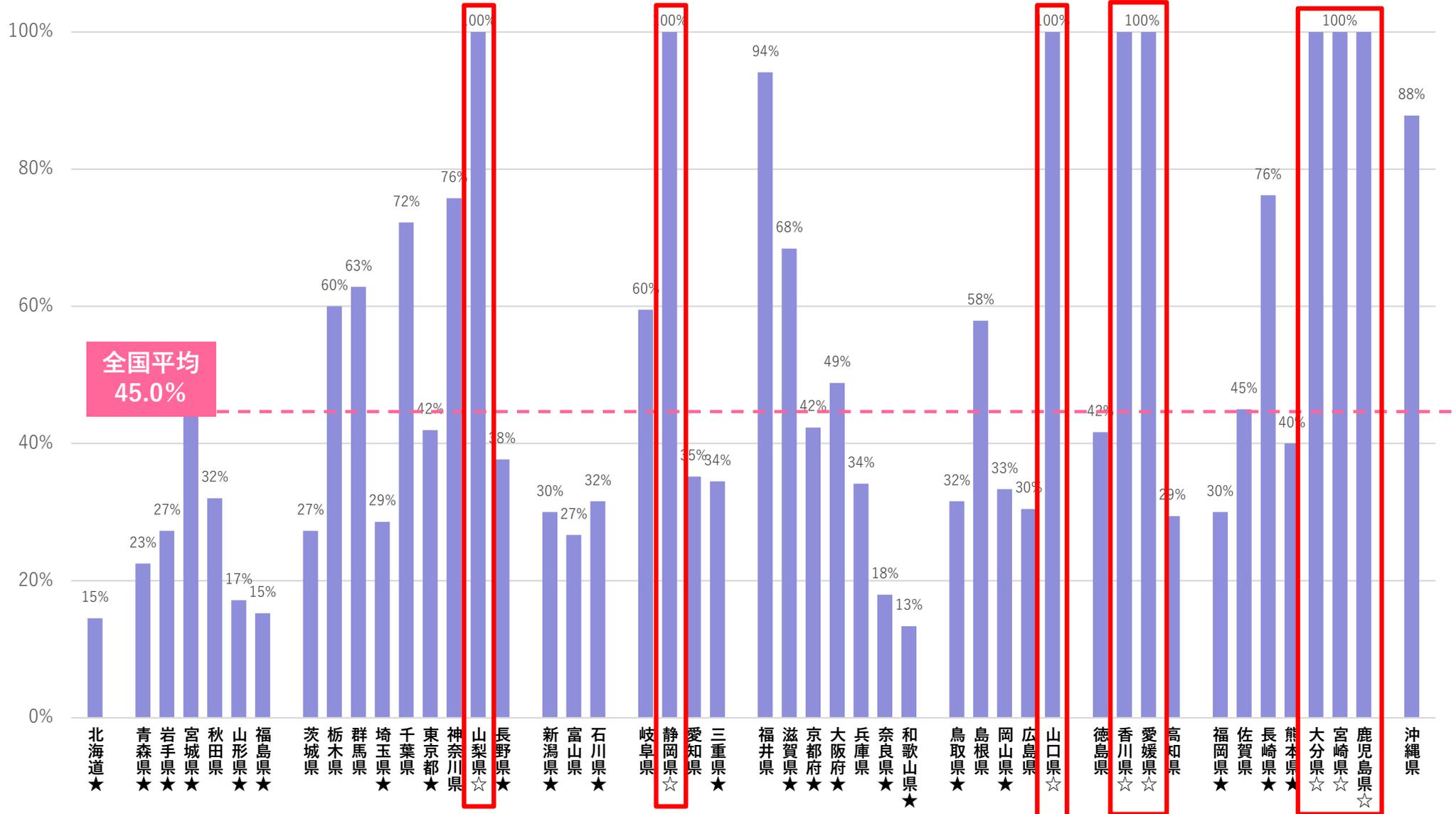
- ・都道府県:線引き等、市町村の区域を超える影響を持つ広域的・根幹的な都市計画の決定主体
 - ・市町村:「まちづくりの現場」に最も近い市町村が都市計画決定の中心的な主体(市町村の定める都市計画は都道府県が定めた都市計画に適合したものでなければならない)
- ※都道府県が都市計画を決定しようとする際、国土交通大臣の協議・同意を要するものもある。

景観行政団体への移行状況(地整管区・都道府県別) (令和7年3月時点)

全国の市区町村のうち、**約45%***が景観行政団体に移行している。

都道府県内の全ての市区町村が景観行政団体に移行しているのは山梨県、静岡県、山口県、香川県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県の8県。

※母数は都道府県を除いた地方公共団体(1741)



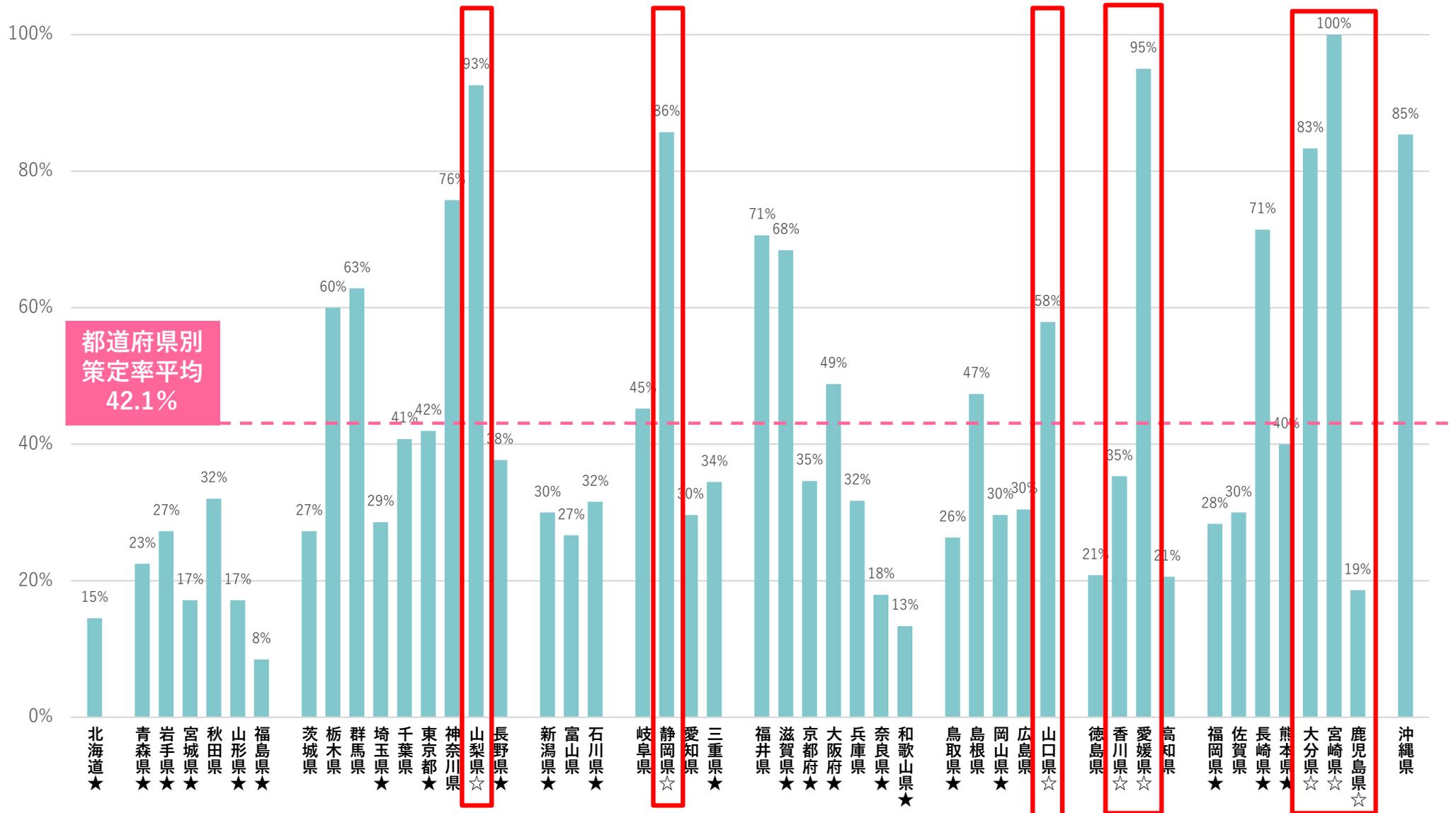
★は景観計画策定済み都道府県、☆は全ての市区町村が景観行政団体に移行した都道府県

景観計画の策定状況(地整管区・都道府県別)(令和7年3月時点)

全国では約**37%**の市区町村で景観計画策定済み。

一方、都道府県間ではバラツキがあり、取組の進捗に**地域差**がある。

※母数は都道府県を除いた地方公共団体(1741)



★は景観計画策定済み都道府県、☆は全ての市区町村が景観行政団体に移行した都道府県

- 景観法制定後 6 年経過したことを踏まえ、H22年度に、景観形成基準の効果的な運用及び広域的な景観形成のあり方等について検討を開始。H22年度は、景観法の活用に関する現状把握、広域景観の取組概況と問題点・課題の把握、景観形成基準の運用実態と問題点・課題の把握が行われた。(H23.3)

魅力的な都市空間創出に向けた
 景観施策のあり方検討調査
 報告書（概要版）

平成 23 年 3 月
 国土交通省都市・地域整備局
 公園緑地・景観課

＜景観形成にかかる現状と課題＞

- 広域景観は、一団の地域として景観行政を実施する必要があるが、景観法上、景観協議会の制度のほか、広域的景観の形成に限った制度措置はない。
 ⇒ 広域的景観の形成が必要な地域では、**効果的な広域調整のあり方、国・県・市町村の役割分担の検討が必要**である。
- 景観形成基準への適合性のネガティブチェックでは、新たな魅力ある景観の創出には限界。「～に配慮する」という定性的基準は明示性が乏しく、市民や行政、事業者間の認識のズレが生じやすい。
 ⇒ **効果的な運用基準の設定や協議等、効果的な運用基準等の運用に必要な仕組みづくりの検討が必要**である。

＜景観形成にかかる方向性＞

景観形成基準の運用の視点：

- ① **景観形成基準を知る・伝える**
 （景観計画やパンフレット等で目標や方針、基準のつながりを分かりやすく伝える等）
- ② **地域らしさを知り、行政と事業者が基準の解釈のギャップを埋める**
 （地形や自然・歴史的資源等、街並みや空間の特性を分析・解釈し、解釈の共有化を行う機会（景観協議）を設ける等）
- ③ **基準を効果的に運用するための体制や仕組みづくり**
 （対象地区の広がりや専門性の必要性に応じた体制、行政や事業者の協議の場等）
- ④ **公共・公益施設の取組、普及・啓発活動等で地域らしい景観形成する**
 （地域景観の阻害要因の改修・修景、景観レベルを高める公共事業、意識向上施策等）

対応状況

- 広域的な景観形成のあり方等の検討を実施し、ガイドラインとして「広域的景観形成について」を公表。

広域的景観形成について

国土交通省都市局
公園緑地・景観課

＜広域的景観形成についての課題＞

- 基礎的地方公共団体である市町村が中心的な役割を担う景観行政だが、広域的景観形成では複数地方公共団体が関係する点に課題。

＜広域的景観形成についての方向性＞

- **論点①：広域的景観に関係する複数の地方公共団体間で、いかに連携協調を図るか**
 - ⇒ 広域的景観形成の意義等を共有することによって、双方向の関係等を十分に意識し、連携強調して取り組むことが重要。
- **論点②：都道府県がいかに適切にその役割を果たすか**
 - ⇒ 広域行政の主体である都道府県には、広域的景観に対するスタンスに応じた様々な役割が期待される。
 - ⇒ ① **自ら規制誘導する場合：**
法定景観計画や自主条例による規制・誘導等の実施等
 - ② **自らは規制誘導せず、市町村の景観計画策定を支援する場合：**
広域的景観形成のビジョンの提示/景観重要公共施設の設定の協力等
 - ③ **共通：**
景観協議会等の場づくり/市町村に対する景観形成情報・ノウハウの提供等

対応状況

- その後、景観形成基準の効果的な運用の検討結果を踏まえ、『景観法アドバイザーブック』を改訂・公表。

景観法アドバイザーブック

景観法活用のためのお役立ち情報集

景観法アドバイザーブックの目次と構成（平成24年12月時点）

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 01:目次と構成 | 14:景観計画の策定－選択事項－ |
| 02:景観法が制定された背景 | 15:景観地区と準景観地区 |
| 03:身近な景観に目を向けてみませんか | 16:市民と事業者の参加と協働 |
| 04:景観法の理念と制度の概要 | 17:景観計画の運用－届出と審査－ |
| 05:景観法の活用による良好な景観の形成 | 18:景観計画の運用－事業者との協議－ |
| 06:良好な景観の形成による波及効果 | 19:他法令との連携 |
| 07:景観計画の策定－基本的事項－ | 20:自主条例の活用 |
| 08:景観計画の策定－区域の設定－ | 21:都道府県の役割 |
| 09:景観計画の策定－良好な景観の方針－ | 22:計画の合意形成 |
| 10:景観計画の策定－行為の届出－ | 23:意識啓発の取組み |
| 11:景観計画の策定－景観形成基準－ | 24:お役立ち情報 |
| 12:景観計画の策定－景観形成基準の事例－ | |
| 13:景観計画の策定－景観重要建造物・樹木－ | |

○ 景観法制定から10年経過したこと等を踏まえ、景観の「創出」と「保全」の両面から、昨今の社会情勢や関連施策の展開状況を踏まえて景観行政を一步前へ踏み出すべく、新たな施策展開のあり方を研究することを目的に、本懇談会を設置（H26.6）。

（委員等）

【委員】（◎：委員長、敬称略、当時の役職記載）

- ◎ 卯月 盛夫 早稲田大学教授 参加のデザイン研究所所長
- 池邊 このみ 千葉大学大学院教授 園芸学研究科
- 北村 喜宣 上智大学法科大学院長
- 小浦 久子 神戸芸術工科大学教授 芸術工学部
- 清水 千弘 シンガポール国立大学教授 不動産研究センター
- 出口 敦 東京大学大学院教授 新領域創成科学研究科
- 西山 徳明 北海道大学教授 観光学高等研究センター長
- 福井 恒明 法政大学教授 デザイン工学部
- 山畑 信博 東北芸術工科大学教授 デザイン工学部

【オブザーバー】

- 文化庁 文化財部 伝統文化課長
- 環境省 自然環境局 国立公園課長
- 農林水産省 農村振興局農村政策部 農村計画課長

【事務局】

- 都市局 公園緑地・景観課
- 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室
- 住宅局 市街地建築課
- 市街地建築課 市街地住宅整備室
- 観光庁 観光戦略課
- 観光地域振興課

【第1回】 総論 H26.6.24

【第2回】 H26.8.1

テーマ①：
「まち並み景観を『生きた資源』として保全するにはどうすればよいか」
景観と営み・生活の関係性、景観保全、
景観行政における地方自治体と国の役割 等

【第3回】 H26.10.27

テーマ②：
「集約型都市構造への転換にあわせて景観施策をどう展開すべきか」
ロケツーリズムと景観、集約型都市構造と景観の関係 等

【第4回】 H27.6.5

テーマ③：
「都市を象徴する『風景』を形成するにはどうすればよいか」
屋外広告物とイベント、都市計画と景観、景観づくりにおける意思決定 等

【第5回】 H27.7.10

テーマ④：
「富士山等の広域的景観資源の保全施策をどう展開すべきか」
広域景観における地方公共団体間の利害調整、国や都道府県の役割 等

【第6回】 報告書（案）について H26.11.17

【第7回】 報告書（案）について H26.12.19

○ 【＜論点1＞ 広域景観の形成】として、都道府県を含む複数行政団体の関わりが重要とされている。

＜広域景観保全にかかる現状と課題＞

- 景観法上、都道府県、政令市、中核市に加え、都道府県との協議を経た市町村が景観行政団体になることができるが、景観行政団体となる市町村の区域は、都道府県の景観行政から除かれてしまう。これにより、**市町村の景観行政団体への移行が進展することで、都道府県の景観法上の権限や役割は縮小する。**
- 一方、複数の地方公共団体の関わる**広域景観の形成**では、**景観行政の主体が複数存在する**。このため、**統一的な目標や方針、基準を設定して運用することが課題**となる。

＜広域景観保全にかかる議論内容＞

- **各市町村等が、同じ景域を対象とした景観像を共有し、景観計画作成の際の拠り所とすることができるよう、景域全体を対象とした景観のビジョンとなる「景域マスタープラン」を策定することが考えられる。複数市町村または市町村と都道府県が協働、或いは市町村の意向を踏まえて都道府県が取り組むことが考えられる。**
- **都道府県による取組の主導は、下記のような場合において有用である：**
 - ① **組織体制やノウハウに乏しい市町村による広域景観の形成が必要な場合**
 - ② **景観行政団体になっていない市町村が、自然景観を中心とした大きな景域で景観形成に取り組む場合**
 - ③ **景観を活かした広域観光を促進する場合**
- **景観行政団体である複数市町村同士、または市町村と都道府県等が、積極的かつ継続的に連携することが望ましく、運用段階において連携して取り組める適切な組織体制を構築することも重要である。**
- 景域が都道府県の行政区域を越える場合や、世界遺産をコアにした景観形成に取り組む場合等では、国の関与する仕組みを検討することも考えられる。しかし、その一方で**地方分権の流れや地方公共団体を景観行政の主体とする景観法の体系にも鑑みつつ、適切な役割分担や連携の観点を含めて、更なる議論が必要である。**

対応状況

● H28 景観法運用指針の改訂

- ・広域的な景観形成のため、関係する地方公共団体によるマスタープランの作成を可能とする。
- ・景観行政に関するノウハウが不十分な市町村が、広域景観の形成に取り組む場合、当該市町村は、都道府県による支援を受けることもできる。
- ・景観行政区域によらず、同様の自然的・文化的特徴を有する地域の特性を調査し、その結果を関係者間で共有した上で、景観計画を策定することが望ましい。
- ・上記の地域景観の特性に加え、定性的な基準の解釈や運用についても、関係者間で整理…共有されることが望ましい。

● H30 「静岡県における自然景観と調和した太陽光パネルに関する景観誘導施策の検討調査」を公開し、対応方針について周知

- ・景観法の制度特性に基づく景観誘導の実効性の担保方策の検討
- ・活用されていない景観法に基づく諸制度の利活用
- ・景観法の未施行自治体に対する指導及び支援
- ・広域自治体と基礎自治体のよりスムーズな連携方法の検討
- ・新たな景観概念の創造 等

○ **景観法制定から15年以上が経過し、人口減少の加速と新型コロナ危機に伴う生活様式の変化に伴い、景観行政を取り巻く環境が変化している。今後、地域の個性を活かし磨き上げる景観まちづくりが重要となることから、「有識者ヒアリング」を実施するとともに、景観政策のあり方を検討するため、本検討WGを設置（R2.12）。**

（委員等）

【委員】（◎：委員長、敬称略、当時の役職記載）

- ◎ 浅野 聡 三重大学大学院教授
- 秋田 典子 千葉大学大学院教授
- 川原 晋 東京都立大学教授
- 高尾 忠志 九州大学特任准教授
- 野原 卓 横浜国立大学准教授
- 福井 恒明 法政大学教授

【有識者ヒアリング】

- 千葉大学教授 造園・都市計画 秋田 典子
- 三重大学教授 都市計画 浅野 聡
- 東京都立大学教授 川原 晋
- 上智大学教授 行政法 北村 喜宣
- 神戸芸術工科大学教授 景観・都市計画 小浦 久子
- 芝浦工業大学教授 建築 志村 秀明
- 九州大学特任准教授 景観・都市デザイン 高尾 忠志
- 武蔵野芸術大学非常勤講師 環境色彩 田邊 学
- 東京工業大学教授 都市計画・都市デザイン 中井 検裕
- 東京大学教授 土木 中井 祐
- その他数名

【オブザーバー】

- 一般社団法人 不動産協会
- 鎌倉市
- 株式会社日建設計シビル
- 愛知工業大学講師、アルセッド建築研究所
- 柏の葉アーバンデザインセンター

【第1回】 テーマ：質の高い空間形成による積極的な景観価値の創出

R2.12.24

【第2回】 テーマ：地域の景観資源を活かした持続的な景観の保全

R3.2.5

【第3回】 テーマ：景観まちづくりの技術力の向上

R3.3.5

【第4回】 テーマ：今後の景観まちづくりのあり方 報告書(案)について

R3.7.7

○ 広域景観保全の取組としては、「都道府県が主導できる仕組みの構築」を進めることが位置づけられる。

<広域景観保全にかかる現状と課題>

- ・ 景観行政において人員やノウハウが十分でない市区町村は都道府県を頼りとしているが、現行制度において都道府県ができることはガイドラインの運用等に限定されるため、どちらの立場も中途半端となり、都道府県の実力が使い切れていない。
- ・ 市区町村が景観行政団体に移行することで、都道府県がその地域の景観行政に積極的に関与しにくくなる点に課題がある。
- ・ 今後の導入促進が想定される大規模な太陽光発電施設等の広域的な景観の阻害となり得る要因に対しては、事業者は1つの自治体内では留まらず、周辺で規制が緩い自治体があれば、その地域で事業を進めてしまうため、単一自治体のみでは対応しきれない。
- ・ 広域的な景観を支える「地」となる自然景観（森林や海岸、河川、農地）は、市区町村が開発規制等の決定権を持っていないものも多く、市区町村の景観計画ではコントロールが難しい。

<広域景観保全にかかる議論内容>

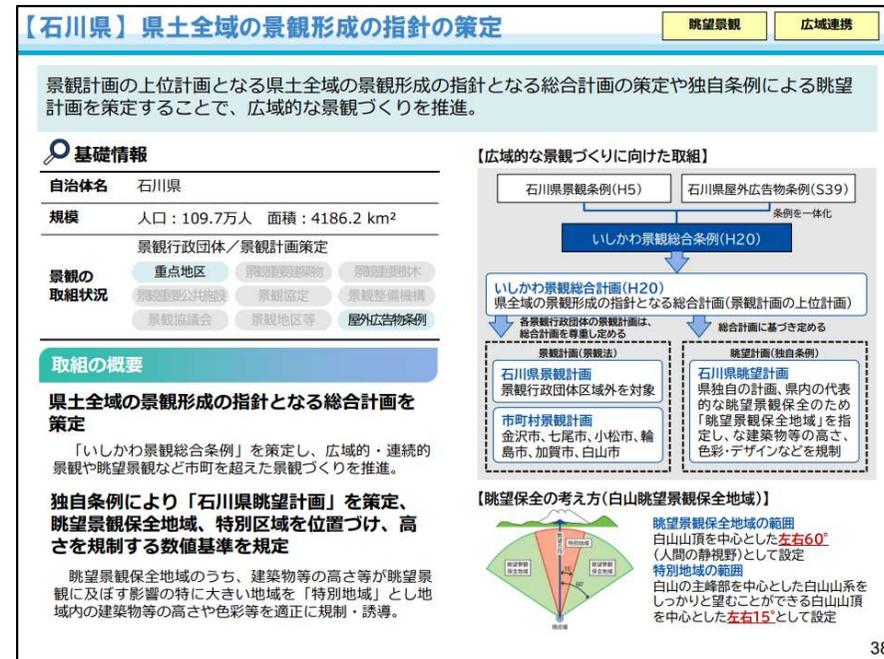
- ・ 広域的な景観保全については、市区町村が景観行政団体となっている場合も、都道府県が積極的かつ効果的に景観行政に関与できる施策についての検討が必要である。
- ・ 観光の面からも県単位で良好な景観形成に取り組む等、市区町村による取組を基本としつつも、その足並みがそろわない場合もあることから、国や都道府県による支援方策についても検討が必要である。
- ・ 広域的な景観の保全にあたっては、市区町村が都道府県との協働により、景観計画を策定することや、市区町村の考えを踏まえて都道府県が景観計画の策定に取り組むことも考えられる。
- ・ 広域においてテーマを設定し、それをまちの風景として保全することによって、広域的な景観の保全につながることも考えられる。

対応状況

- R3 第5次社会資本整備重点計画KPI見直し（重点地区関連）
- R4 「今後の景観まちづくりのあり方報告書」を地方公共団体へ周知
- R3～ 景観行政セミナー等の場で普及啓発を実施
- R6 「景観法制定20周年シンポジウム」を鳥取市内にて開催
- R7 「景観まちづくり事例集」公開



R4 「今後の景観まちづくりのあり方報告書」表紙



R7 「景観まちづくり事例集」抜粋（石川県）

○ 富士山の景観保全では、市町の境界を越えて9市町と静岡県、NPOが連携する「富士山地域景観協議会」を設置して官民一体の広域的な協力体制を構築している。これにより、個別の行政の枠組みだけでは対応が難しい富士山の広域景観を守り育てている。

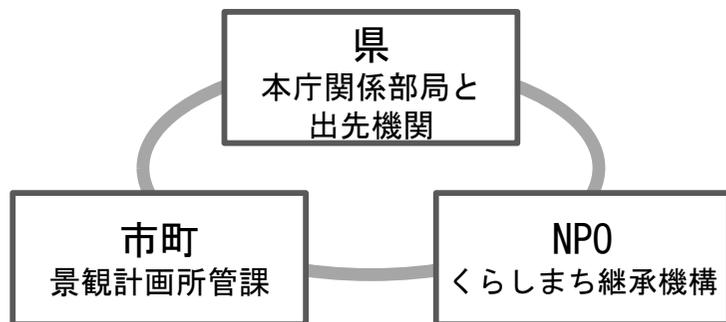
「新静岡県景観形成ガイドプラン」の景観形成重要地域である富士山地域の景観形成を推進し、**市町域を越えた広域景観を守り育てる**ため、「富士山地域景観協議会」(任意)を設置。

【設置年月】 平成19年7月

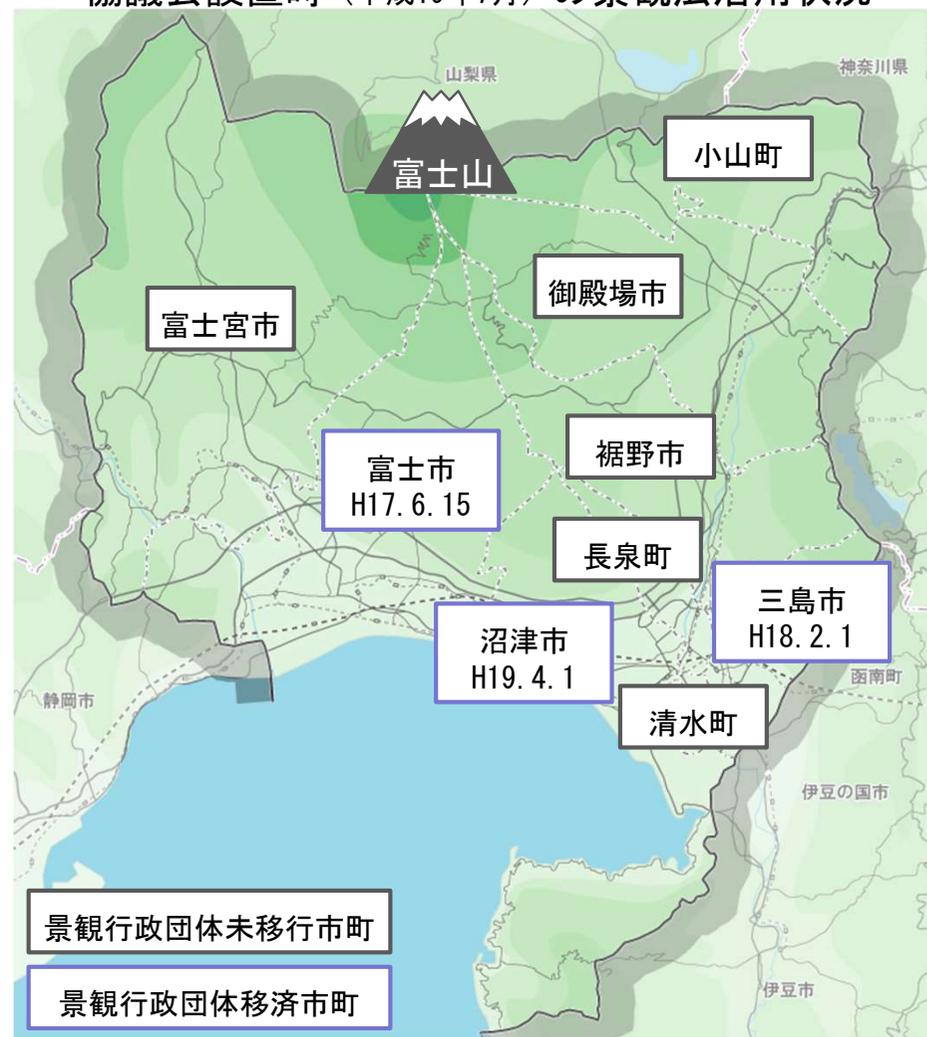
県内初

【構成機関】

- 市町：富士市、富士宮市、裾野市、御殿場市、小山町、沼津市、三島市、長泉町、清水町
- 県：道路企画課、自然保護課、都市計画課
出先(沼津土木、富士土木、賀茂農林)
- NPO：くらしまち継承機構



協議会設置時(平成19年7月)の景観法活用状況



- 滋賀県では、**景観行政団体協議会**を設置し、**琵琶湖に面する10市**（町を除く県内全13市が景観行政団体に移行済）と連携し、**琵琶湖周辺地域の一体的な景観づくりや眺望景観の保全**を目的に、**景観影響調査による大規模建築物等への景観誘導**など、**市域を越えた景観形成**への取り組みが進められている。

【一体的な景観形成の図り方】

滋賀県が「湖国風景づくり宣言－ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン－」（平成18年10月）を策定。県や市町が景観計画を策定するときのガイドラインとして活用している。

【県の役割】（県では平成20年に景観計画を策定）

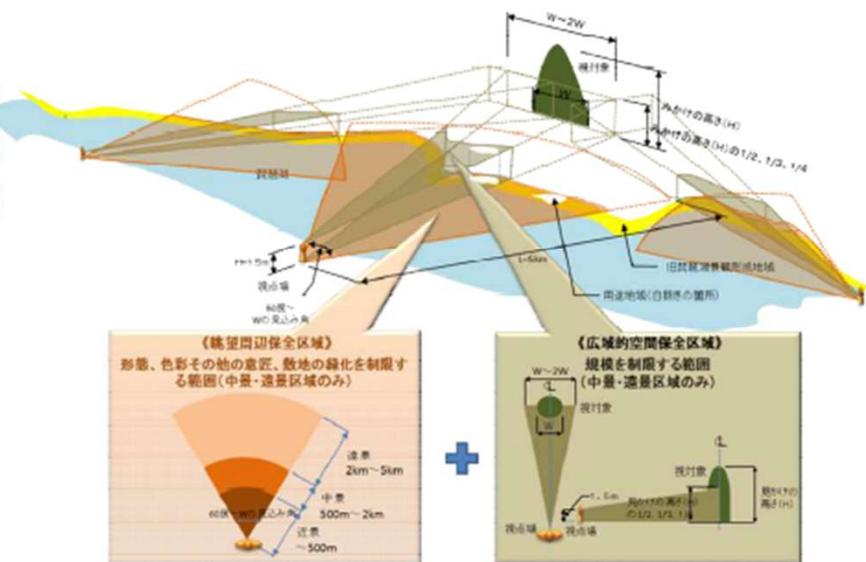
県・市町間の連絡調整他、県土の景観形成に関する調査・基本的かつ総合的な施策の策定及び実施。

（例）県景観審議会に「広域的景観形成検討専門部会」を設置し、琵琶湖辺における広域的景観形成の方策（案）などの検討。

【県と県内の景観行政団体の関わり方】

「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に「景観行政団体協議会（※）」を位置づけ、琵琶湖周辺地域など一体的な景観形成を図るため、景観行政団体が連携して取り組む必要がある事項等について、協議を行っている。

（※）景観法に基づく景観協議会ではない。



広域的景観形成の概念図

出典：第5回「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」資料

**現行制度で広域景観保全に向けた調整を
行っている事例がある一方、
対応できていない事例も散見される**